

7

ケアラー支援に関連する道の事業

1 関連事業の体系と位置付け

ケアラーを支援するための具体的な取組については、先に掲げたとおり、3つの基本的施策を柱と位置付け、それぞれに対応した取組を重点的に行っていくこととされていますが、これらのほか、道では、ケアラー支援に関わりのある事業を複数実施しています。

ケアラーが抱える悩みや負担は様々であることから、各施策を一体的に進めていくためには、医療・福祉・介護・教育等の様々な分野にわたる関連事業を体系的に整理した上で、総合的に展開していくことが重要です。

道による関連事業の体系は、3つの基本的施策ごとに分類すると、次のように整理することができます。

大分類	中分類	小分類	No.
i 普及啓発	(1) ケアに関する理解促進		1～7
	(2) 権利や意識に関する啓発		8～11
ii 相談の場の確保	(1) 相談を担う人材の育成	① 介護や福祉の人材確保・育成	12～16
		② 研修による専門職の資質向上	17～20
	(2) 相談体制の整備・充実	① 相談対応力の向上	21～23
		② コーディネーターによる広域的支援	24～27
		③ 専門的な相談窓口の整備・拡充	28～33
		④ 介護離職後の再就職や就労に関する支援	34～37
	(3) 相談支援・連携の推進	① 総合的・専門的な支援体制の整備	38～47
		② 関係機関との連携強化	48～54
		③ 地域における教育力の向上	55～57
	iii 地域づくり	(1) 交流拠点の設置・活用	① 当事者や家族が交流できる拠点の整備
② 子どもの体験学習の充実や居場所づくり			63～65
(2) 支え合いの意識醸成		① 見守りや互助に関する取組の推進	66～72
		② 教育環境・職場環境の向上	73～75
(3) 公的サービスの活用促進		① 既存サービスの利用勧奨	76～82
		② 多様なニーズに応じた支援の提示	83～86

道がケアラー支援の取組を進めるに当たり、民間団体等の協力を得る際は、当該団体等が、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）第4条及び第5条に定める禁止行為を行っていないことなどにも留意することとします。

2 関連事業の一覧

i 普及啓発

(1) ケアに関する理解促進

No.	事業・取組の名称と概要
1	<p>▶ 難病に関する普及啓発……………保健福祉部 地域保健課</p> <p>難病患者や家族への相談・援助、難病に関する正しい知識の普及啓発、難病患者の団体の育成・支援等を行っている北海道難病連の活動を支援します。</p>
2	<p>▶ ノーマライゼーションの普及……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、広報誌やDVD（映像）、インターネット（動画配信）など様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。</p>
3	<p>▶ メンタルヘルスに関する理解促進……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>自殺予防週間や依存症問題啓発週間における啓発事業、リーフレットの活用やセミナーの開催等により、正しい知識の普及啓発を行い、心の健康の保持・増進を図ります。</p>
4	<p>▶ 認知症に関する啓発……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）など機会を捉えた認知症に関する普及啓発の取組を推進します。</p>
5	<p>▶ 認知症に関する理解促進……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>認知症高齢者や若年性認知症者に関する適切な理解を普及するための研修会を開催します。</p>
6	<p>▶ 認知症に関する正しい知識の普及……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>地域全体が認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の方とその家族を支援し、見守る体制を構築するため、認知症サポーター（養成講座を修了した住民等）及びキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を養成するとともに、その活動を促進します。</p>
7	<p>▶ ケア問題に関する理解促進……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>「老老介護」、「ダブルケア」や「ヤングケアラー」など、家族介護者が直面する課題の把握に努めながら「地域子育て支援拠点」、「学校・教育委員会」と「地域包括支援センター」とが相互に連携が図られるよう、効果的な先進事例を示しながら市町村に働きかけるほか、シンポジウムの開催など、広くケア問題に対する理解が得られるよう、道民への周知を図ります。</p>

(2) 権利や意識に関する啓発

8	<p>▶ 人権に関する啓発……………環境生活部 道民生活課</p> <p>道民一人一人が人権に関する知識を確実に身に付け、人権への配慮が自らの態度に現れるような人権意識を育むよう、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。</p>
9	<p>▶ 仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発……………経済部 雇用労政課</p> <p>仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進め、仕事と家庭の両立のための制度の定着促進を進めます。</p>
10	<p>▶ 子どもの権利に関する理解促進……………教育庁 生徒指導・学校安全課、教職員育成課</p> <p>学校教育において、子どもや教職員に「児童の権利に関する条約」の趣旨の理解を図るとともに、人権教育を推進するための研修の実施など、人権に配慮し、一人一人の個性を尊重する教育の充実に向けた取組を推進します。</p>
11	<p>▶ 子どもの貧困対策に関する取組周知……………保健福祉部 子ども子育て支援課、教育庁 教育政策課</p> <p>子どもの貧困対策に関する各種の支援制度や相談窓口等を分かりやすく紹介するリーフレットを作成するなど、児童生徒や保護者に対する積極的な情報提供に取り組みます。</p>

ii 相談の場の確保

(1) 相談を担う人材の育成

① 介護や福祉の人材確保・育成

No.	事業・取組の名称と概要
12	▶ ボランティアの養成や資質向上研修 ……………保健福祉部 地域福祉課 関係団体と連携し、地域のニーズに応えるボランティア活動等の中核となる人材育成のための研修を実施します。
13	▶ 福祉の担い手の育成 ……………保健福祉部 地域福祉課 児童に対する体験学習等の取組を通じて、将来の福祉の専門職としてはもとより、地域福祉に係るボランティアやNPO、民生委員・児童委員等のほか、地域共生社会における福祉の担い手の育成・確保につなげます。
14	▶ 相談支援従事者研修 ……………保健福祉部 障がい者保健福祉課 地域において障がい者支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します。
15	▶ 児童福祉関係職員向けの研修 ……………保健福祉部 子ども子育て支援課 児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。
16	▶ 介護福祉士養成施設の運営 ……………経済部 産業人材課 「社会福祉士及び介護福祉士法」の規定に基づく介護福祉士養成施設の運営費を助成することによって、介護人材の育成・確保を推進します。

② 研修による専門職の資質向上

17	▶ 障がい福祉に関する相談員向けの研修 ……………保健福祉部 障がい者保健福祉課 道の地域相談員及び市町村の障害者相談員に対して、相談技術向上のための研修実施などについて支援していきます。
18	▶ 相談支援専門員向けの研修 ……………保健福祉部 障がい者保健福祉課 難病患者や重症心身障がい児者、医療的ケアの必要な障がい児等の多様な障がい特性に応じた適切な支援についても、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員に向けた研修などの機会を通じて、十分な理解が図られるよう支援するほか、地域づくりコーディネーターを活用し、利用者本位の計画策定について支援します。
19	▶ 地域支援事業従事者向けの研修 ……………保健福祉部 高齢者保健福祉課 地域包括ケアシステムの推進のため、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターに対する研修を行うなど、資質の向上を図ります。
20	▶ 子育て支援員向けの研修 ……………保健福祉部 子ども子育て支援課 既存の保育サービスで対応できない緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーに対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。

(2) 相談体制の整備・充実

① 相談対応力の向上

No.	事業・取組の名称と概要
21	<p>▶ 民生・児童委員の相談対応力向上……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>高齢者等の冬の生活支援や家庭での子育て等に関する悩みなど、地域の実情や住民のニーズに対応できるよう、民生委員・児童委員等による相談体制の充実・強化を図ります。</p>
22	<p>▶ 介護相談員の派遣……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るため、市町村で活躍している高齢者や民生委員等が介護サービス利用者等からの相談に応じる介護相談員派遣等事業の取組を支援します。</p>
23	<p>▶ 児童相談所職員の相談対応力向上……………保健福祉部 子ども子育て支援課</p> <p>地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。</p>

② コーディネーターによる広域的支援

24	<p>▶ 地域づくりコーディネーターの配置……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>相談支援機能、地域の体制づくり、専門的人材の確保・養成及び、コーディネート機能については、コーディネーターの配置や「基幹相談支援センター」の体制整備を図ることなどを基本とし整備を進めます。</p>
25	<p>▶ 医療的ケア児等コーディネーターの配置……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の受入れを行う地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等を把握するほか、地域において関連分野の支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児等の所在する市町村に配置できるよう人材の育成を行い、障がいのある人本人及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備します。</p>
26	<p>▶ チームオレンジ・コーディネーターの養成……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>地域における支え合いを推進するため、本人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備に向けて、コーディネーター養成研修などを実施します。</p>
27	<p>▶ 若年性認知症支援コーディネーターの養成……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>65歳未満で発症する若年性認知症の方には、就労継続や社会参加などライフステージに応じた支援が必要となることから、これらの支援を行う若年性認知症支援コーディネーターを養成するとともに、その継続的な配置と資質の向上を図ります。</p>

③ 専門的な相談窓口の整備・拡充

No.	事業・取組の名称と概要
28	<p>▶ 障がい児に関する総合的な相談支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>身近な場所において、子育てに関する相談支援や情報提供等を総合的に行うとともに、地域の子育て親子の交流などが図られるよう、支援に努めます。</p>
29	<p>▶ 基幹相談支援センターの整備……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>「基幹相談支援センター」の整備にあたっては、地域づくりコーディネーターを活用し、市町村の協議会で十分な議論を行い、地域の実情に合ったものを整備できるよう支援します。</p>
30	<p>▶ メンタルヘルスに関する相談支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>道民の精神的健康の保持増進を図るため、様々な心の健康相談に応じるほか、社会的ひきこもりや薬物依存など精神に関わる問題・悩みへの専門相談を実施するとともに、家族等からの相談にも対応します。</p>
31	<p>▶ ペアレントメンター等による相談支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障がいの受け止めや将来に対する不安などを抱えている家族に対して、保健センターや保健所、児童相談所、療育機関など関わりを持つ機関の専門家が、心理的なケアやカウンセリング等の支援を行うほか、ペアレントメンターによる相談活動や親の会活動などと有機的な連携を図り、家族への支援の充実に努めます。</p>
32	<p>▶ 高齢者虐待防止に関する相談センターの運営……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>介護実習・普及センターにおいて、生活支援に関する情報提供を行うとともに、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて高齢者本人や家族の権利擁護や虐待防止など専門的な相談に対応します。</p>
33	<p>▶ 地域子育て支援拠点の設置……………保健福祉部 子ども子育て支援課</p> <p>子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。</p>

④ 介護離職後の再就職や就労に関する支援

34	<p>▶ 障がい児を支える家族への就労支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>子どもに障がいがあることによって就労が制限されることのないよう、家族の就労のための支援に努めます。</p>
35	<p>▶ 離職者を対象とした就職訓練……………経済部 産業人材課</p> <p>高等技術専門学院において、離職者を対象として、地域のハローワークや関係機関と連携しながら、人材が不足している介護や建設分野への対応などの地域のニーズを踏まえた訓練コース及びカリキュラムを設定した委託訓練の実施に努めます。</p>
36	<p>▶ ひとり親家庭の母親を対象とした再就職支援……………経済部 雇用労政課</p> <p>様々な事情で仕事を辞めた女性がブランクを経て再就職する場合など、すべての女性が希望どおりに働くことができるよう、就業に関する相談や、技能習得・就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供により、ひとり親家庭の母親の自立を支援します。</p>
37	<p>▶ 勤労者福祉資金の融資……………経済部 雇用労政課、中小企業課</p> <p>失業を余儀なくされた方々を対象に、失業期間中の低所得者等の生活の安定を図るため、必要な生活資金を融資するなど、求職者に対する生活支援や、再就職に向けた就業支援に取り組みます。</p>

(3) 相談支援・連携の推進

① 総合的・専門的な支援体制の整備

No.	事業・取組の名称と概要
38	<p>▶ 重層的支援体制の構築支援……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、市町村が行う相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を支援します。</p>
39	<p>▶ 生活困窮者への総合的な相談支援体制の確保……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>住居や就労機会の確保をはじめ、生活困窮者が抱える多様かつ複合的な課題に対応するため、個々の世帯の状況や一人ひとりの心身の状態に応じた総合的な相談支援体制の確保や必要な資金の貸付など、自立に向けた生活支援の取組を市町村や社会福祉協議会のほか、地域の様々な関係団体等と連携して推進します。</p>
40	<p>▶ 障がい者支援施策や相談体制の充実……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>身体状況等に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう、相談体制や地域生活支援事業の充実を図ります。</p>
41	<p>▶ 虐待に関する総合窓口の機能強化……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>市町村を中心とするすべての障がいのある人を対象としたワンストップ（一か所ですべてに対応できる。）で、中立・公平な相談支援を行うため、地域づくりコーディネーターを活用し、総合的な相談業務等の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備とともに、虐待に関する総合窓口である「市町村障害者虐待防止センター」や市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。</p>
42	<p>▶ 地域生活支援拠点の整備……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するために、グループホームなどを活用した居住支援機能と相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援の拠点」を市町村において整備します。</p>
43	<p>▶ 巡回療育相談による専門的支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の家庭等を訪問し、必要な支援を行うほか、市町村において実施が困難な専門的支援なども含め、重層的な支援体制の整備を図ります。</p>
44	<p>▶ 地域生活支援センターによる重層的支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、既に圏域ごとに設置している保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制を構築します。</p>
45	<p>▶ 子育て家庭支援のための基盤整備……………保健福祉部 子ども子育て支援課</p> <p>家事・育児等に不安・負担を抱えた家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整備します。</p>
46	<p>▶ S S Wの活用による児童生徒の環境改善……………教育庁 生徒指導・学校安全課</p> <p>社会福祉士や精神保健福祉士などの社会福祉等の専門的な資格や知識・技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして活用し、関係機関との連携により問題を抱える児童生徒の置かれた環境改善に向けて働きかける。</p>
47	<p>▶ S S Wの活用による教育相談体制の充実……………教育庁 生徒指導・学校安全課</p> <p>課題を抱える家庭の状況等に応じたきめ細やかな対応を行うため、スクールソーシャルワーカー等の配置の拡充や効果的な活用を進め、福祉等関係機関と連携した支援や教育相談体制の充実を図ります。</p>

② 関係機関との連携強化

No.	事業・取組の名称と概要
48	<p>▶ 在宅移行に向けた医療と介護の連携強化……………保健福祉部 地域医療課</p> <p>要介護者が医療機関等から在宅生活に円滑に移行できるよう、医療的ケアが必要な要介護者に対するケアマネジメントの充実や在宅療養支援診療所等と訪問介護など介護事業所の連携を強化するなど、在宅医療・介護連携推進事業に取組む市町村を支援します。</p>
49	<p>▶ 自立相談支援機関と連携した就労支援……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>生活保護受給者の自立に向け、福祉事務所による自立支援プログラムの策定のほか、自立相談支援機関とも連携した切れ目のない一体的な支援を推進します。</p>
50	<p>▶ ライフステージに応じた切れ目のない障がい児支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>市町村の障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援（地域）センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、特別支援学校、児童委員等の関係機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制を整備します。</p>
51	<p>▶ 福祉と教育が連携した重層的な支援体制……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>市町村における自立支援協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別支援連携協議会がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。</p>
52	<p>▶ ペアレントメンターの養成等による家族支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>家族の子育てに対する不安感に寄り添い、早期発見、早期支援が促進されるよう、ペアレントメンターの養成等、家族に対する支援体制の整備を図るほか、障がいのある子どもが待機することなく適切な診療、療育を受けることができる体制づくりを支援します。</p>
53	<p>▶ 医療機関等と連携した高次脳機能障がい者への支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>支援拠点医療機関において、高次脳機能障がいの診断基準、リハビリプログラムの普及を図るとともに、地域の医療機関や相談支援機関等との連携や専門的な指導等を進めます。</p>
54	<p>▶ 団体と連携したきょうだい児への支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障がいのある子どものきょうだいの支援も重要であることから、きょうだい支援の活動をしている団体等と連携した心の支援の取組を進めます。</p>

③ 地域における教育力の向上

55	<p>▶ 生活困窮世帯への学習支援……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育分野と福祉分野が連携し、適切に情報共有を図りながら、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援など、必要な環境整備と教育の機会の均等に向けた取組を推進します。</p>
56	<p>▶ 教員の加配やきめ細やかな学習指導の推進……………教育庁 学力向上推進課</p> <p>学校に通う子どもたちが、家庭環境などに左右されることなく、確かな学力を身につけることができるよう、必要に応じ教員を加配するほか、きめ細やかな学習指導を推進します。 また、学校内や地域における研修等を実施し、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めます。</p>
57	<p>▶ キャリアガイダンスや体験学習の充実……………教育庁 高校教育課</p> <p>高等学校では、主体的に地域を支える人材の育成や早期離職者の減少に向け、社会との接続を重視し、望ましい職業観・勤労観を育成するため、キャリアガイダンスの充実や、社会や職業にかかわる様々な事業所におけるインターンシップのほか、将来、社会にどのように参画していくのかを考えさせる学習などの体験的な学習活動の充実を図ります。</p>

iii 地域づくり

(1) 交流拠点の設置・活用

① 当事者や家族が交流できる拠点の整備

No.	事業・取組の名称と概要
58	<p>▶ 孤立防止に向けた重層的な支援の促進……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>福祉的な支援を必要とする方々が安全で安心して暮らし、地域の中で孤立することがないように、市町村や社会福祉協議会等の関係機関や民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、民間事業者等による支援が重層的に提供される地域づくりを促進します。</p>
59	<p>▶ 障がい児を支える保護者支援の充実……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>子どもを育てる保護者が、子どもとよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消し、楽しく子育てができるよう、地域での保護者支援の充実を図ります。</p>
60	<p>▶ 家族介護経験者との交流会の開催……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含めた支援を行うため、家族支援のための電話相談や介護経験者との交流会を開催します。</p>
61	<p>▶ 認知症カフェの普及支援……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>認知症高齢者等やその家族が、地域住民等と相互に情報共有しお互いを理解しあうとともに、家族介護者の負担軽減を図る認知症カフェ等が市町村において広く普及するよう支援します。</p>
62	<p>▶ 地域子育て支援拠点の整備推進……………保健福祉部 子ども子育て支援課</p> <p>子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めるとともに、拠点に従事する職員に対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。</p>

② 子どもの体験学習の充実や居場所づくり

63	<p>▶ 子どもの学習支援や居場所づくりの推進……………保健福祉部 子ども子育て支援課</p> <p>子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めるとともに、学校や地域と連携しながら子どもや保護者の声をしっかりと受け止める仕組みづくりなどについて検討します。</p> <p>また、支援を必要としている全ての子どもに「支援情報」を届ける手法について検討します。</p>
64	<p>▶ 子どもの居場所づくりと質的向上……………保健福祉部 子ども子育て支援課</p> <p>子どもたちが、孤立化することなく、地域とのつながりの中で安心して暮らせるようにするために、居場所づくりを通じた相談支援が重要であることから、子どもの居場所の設置を促進するとともに、質の向上を図ります。</p>
65	<p>▶ 中学校における職場体験等の充実……………教育庁 義務教育課</p> <p>中学校では、現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考え、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるよう、職場体験などの体験活動の充実を図ります。</p>

(2) 支え合いの意識醸成

① 見守りや互助に関する取組の推進

No.	事業・取組の名称と概要
66	<p>▶ ボランティアの養成等を通じたコミュニティづくりの推進……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>見守り、声かけをはじめとする地域における福祉活動を促進するため、ボランティアやNPO、老人クラブ、町内会などの地域活動の推進を図るとともに、地域のボランティアリーダーの養成やコミュニティづくりを担う人材の育成への支援などを通じて、高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりを進めます。</p>
67	<p>▶ ボランティア活動の促進……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>高齢者や障がいのある方、子育て世帯等への支援など、住民が主体的にボランティア活動に参加する気運の醸成を図ります。</p>
68	<p>▶ 共生型地域福祉拠点の整備……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等が、地域住民とともに集い交流し、互いに支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりが図られるよう、支え合いの活動の「場」として、「共生型地域福祉拠点」の整備を推進します。</p>
69	<p>▶ 地域における見守り活動の推進……………保健福祉部 地域福祉課</p> <p>市町村や関係機関、民間事業者等で構成する「地域での見守り活動推進会議」において、地域における取組状況や体制に関する情報共有を図るなど、関係者の連携・協働による地域での見守り活動を推進します。</p>
70	<p>▶ 認知症高齢者の見守り支援……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>行方不明の認知症高齢者を保護するための地域のSOSネットワークの拡充やGPS等の活用を促進するとともに、捜索や保護だけでなく見守りや支え合い機能のあるネットワークとして充実強化を図ります。</p>
71	<p>▶ 青少年の健全育成を支えるネットワークづくりの推進……………環境生活部 道民生活課</p> <p>青少年の健全育成には、家庭・学校・事業者・地域社会・行政機関等によるそれぞれの取組が重要ですが、関係機関が一丸となり、各方面からのきめ細やかな対策を行うことで、より効果のある取組となります。</p> <p>各地域の実情を踏まえ、関係機関間の情報共有や協働など、地域全体で青少年の健全育成を見守り支えるネットワークづくりをすすめます。</p>
72	<p>▶ コミュニティ・スクールの導入推進……………教育庁 社会教育課</p> <p>学校と保護者や地域の方々が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクールの導入など、学校と地域の連携・協働を推進します。</p>

② 教育環境・職場環境の向上

73	<p>▶ 仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備……………経済部 雇用労政課</p> <p>男性や女性にかかわらず、全ての働く方々が、育児や介護、病気による治療などの家庭生活と仕事を両立しながら、希望どおりに働き続けることができるような職場環境を整備することが必要です。</p> <p>このため、育児・介護休業制度等の活用促進や仕事と家庭が両立できる働き方改革に取り組む企業への支援などを通じ、仕事と家庭の両立が可能となる職場環境の整備を促進します。</p>
74	<p>▶ 公立学校における教育環境の向上……………教育庁 義務教育課、高校教育課</p> <p>生まれ育った地域や環境に左右されず質の高い教育を受けることができるよう、就学に係る経済的支援の取組を進めるほか、様々な教育的ニーズに対し、多様な学習機会を提供するなど、教育環境の向上を図ります。</p>
75	<p>▶ 義務教育未修了者等の教育機会の確保……………教育庁 義務教育課</p> <p>義務教育段階の教育を十分に受けることができなかつた方々などに対する教育機会の確保に向け、市町村教育委員会などと連携し取り組みます。</p>

(3) 公的サービスの活用促進

① 既存サービスの利用推奨

No.	事業・取組の名称と概要
76	<p>▶ 医療的ケアを必要とする方へのサービスの充実……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。</p>
77	<p>▶ 地域移行に合わせたサービス基盤の整備……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村単位で地域生活への移行の進捗状況に合わせて、必要なサービス基盤の整備について調整を行います。</p>
78	<p>▶ 障がい児を支える家族の負担軽減……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>家族の精神的・肉体的負担を軽減するため、身近な地域で短期入所等が利用できる体制整備に努めます。</p>
79	<p>▶ 高齢者の暮らし全般を支える介護サービスの充実……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減など多岐にわたる様々な課題の解消に向けて、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の訪問による柔軟なサービス提供で支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」等のサービスが提供されるよう積極的に取り組む必要があります。</p>
80	<p>▶ 高齢者の在宅生活を支援する介護サービスの普及促進……………保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>高齢者が要介護となっても在宅で安心して暮らせるよう、サービス付き高齢者向け住宅に24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を組み合わせたサービスの普及促進を図ります。</p>
81	<p>▶ 障がい者の職業訓練や雇用定着支援……………経済部 産業人材課</p> <p>障がい者の自立に向け、作業に対する理解の段階に応じた訓練や職業相談を実施することによって、訓練終了後は訓練実施企業等での雇用と定着を目指します。</p>
82	<p>▶ 公共職業訓練等による障がい者の支援……………経済部 産業人材課</p> <p>障害者職業能力開発校のほか、高等技術専門学院や民間教育訓練機関の活用により障がいのある方の自立に向けた職業訓練の実施に努めます。</p>

② 多様なニーズに応じた支援の提示

83	<p>▶ 障がい者の在宅生活を支援するためのサービス利用促進……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障がいのある人が必要なサービスを利用しながら地域で生活することができるよう、施設機能の転換や介護保険法による通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。</p>
84	<p>▶ ガイドラインによる地域ごとの支援……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に基づき策定した「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。</p>
85	<p>▶ 在宅生活を支える支援の利用促進……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>高次脳機能障がいのある人に対するリハビリテーションの提供や地域生活を支援するため、就労、就学、在宅生活、障害福祉サービス事業所等の利用支援などの支援体制の充実に努めます。</p>
86	<p>▶ 障害福祉サービスに関する指定情報の公表……………保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>利用者が適切にサービスを選択できるよう、障害福祉サービス事業者等の指定情報を公表します。</p>